

第2回空港インフラへの規制のあり方に関する研究会

第1回研究会における委員指摘関係資料

平成20年9月8日

内閣官房
国土交通省

目次

- (1): 国の安全保障の観点から成田空港・羽田空港に求められる事項は何か。現行の法制度で何がカバーされているか。
- (2): 年初の議論では外資規制により何を守ろうとしていたのか。
- (3): 成田国際空港株式会社に対する行為規制で何がカバーされているか。
- (4): 羽田空港の機能施設事業者に対する行為規制で何がカバーされているか。
- (5): 「外資」の定義如何。
- (6): 政府系ファンド(SWF)の位置づけ如何。
- (7): 資本規制は株価にどのような影響を及ぼすのか。
- (8): 民間主体が設置・管理し、かつ資本規制のないイギリス・イタリア・ベルギーの空港の現況如何。

関係条文

(1): 国の安全保障の観点から成田空港・羽田空港に求められる事項とは何か。
 現行の法制度で何がカバーされているか。

安全保障・・・我が国の平和・独立、領域、国民の生命・財産等を外部の脅威(形態を問わない。)から守ること

- 空港については、国の安全保障のための施策推進に当たって、滑走路等の空港基本施設の利用が不当に制約されることのないこと、また、特に必要と認められる場合は、特定の者の優先使用が確保されることが求められる。
- 現行法制においては、平時・周辺事態・有事の各場面毎に、以下の内容を適切に履行することが空港の管理者等に求められている。



関係条文を巻末に添付

平時・周辺事態・有事(共通)

・合衆国によって公の目的で運航される航空機は、空港を使用することができる。(日米地位協定第5条)

成田空港	羽田空港
成田空港会社	国

周辺事態

【成田空港】

・関係行政機関の長(国土交通大臣)は、法令及び基本計画に従い、国以外の者(成田国際空港株式会社)に対し、必要な協力を依頼することができる。(周辺事態安全確保法第9条)

成田空港	羽田空港
成田空港会社	国 空港ビル会社等

【羽田空港】

・関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施する。(周辺事態安全確保法第8条)

・関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、国以外の者(旅客ターミナルビル会社等)に対し、必要な協力を依頼することができる。(周辺事態安全確保法第9条)

(1): 国の安全保障の観点から成田空港・羽田空港に求められる事項とは何か。
 現行の法制度で何がカバーされているか。

有事

● 一般的に空港の管理者が果たすべき責務

【成田空港】

・指定公共機関(成田国際空港株式会社)は、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。(武力攻撃事態対処法第6条)

【羽田空港】

・国は、武力攻撃事態等において、組織及び機能のすべてを挙げて、武力攻撃事態等に対処するとともに、万全の措置が講じられるようにする責務を有する。(武力攻撃事態対処法第4条)

成田空港	羽田空港
成田空港会社	国

● 国民の保護の観点から空港等の管理者が果たすべき責務

【成田空港】

・指定公共機関は、国民の保護に関する業務計画を作成・公表しなければならない。(国民保護法第36条)

・指定公共機関は、武力攻撃事態等において、当該業務計画で定めるところにより、空港を適切に管理しなければならない。(国民保護法第137条)

・都道府県知事及び指定行政機関の長(国土交通大臣)は、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、滑走路、旅客ターミナル施設等の安全の確保に必要な措置を講ずるよう当該施設の管理者(成田国際空港株式会社)に要請することができる。(国民保護法第102条)

【羽田空港】

・指定行政機関の長は、その所掌事務に関し、国民の保護に関する計画を作成・公表しなければならない。(国民保護法第33条)

・都道府県知事は、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、滑走路、航空保安施設の安全の確保に必要な措置を講ずるよう当該施設の管理者(国)に要請することができる。(国民保護法第102条)

・都道府県知事及び指定行政機関の長は、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、旅客ターミナル施設の安全の確保に必要な措置を講ずるよう当該施設の管理者(旅客ターミナルビル会社)に要請することができる。(国民保護法第102条)

成田空港	羽田空港
成田空港会社	国 空港ビル会社

(1): 国の安全保障の観点から成田空港・羽田空港に求められる事項とは何か。
 現行の法制度で何がカバーされているか。

有事(続)

● 空港の円滑かつ効果的な利用の確保の観点から空港施設の管理者が果たすべき責務

【成田空港】【羽田空港】共通

- ・空港施設の管理者は、空港施設の利用に関する指針を踏まえ、内閣総理大臣との緊密な連携を図りつつ、適切に空港を管理運営するものとする。(特定公共施設利用法第4条)
- ・内閣総理大臣は、空港施設の管理者に対し、空港施設の全部又は一部を特定の者に優先的に利用させるよう要請することができる。(特定公共施設利用法第7条)



要請に基づく所要の利用が確保されない場合
 (このようなケースは、国が管理している羽田空港については想定されない)

【成田空港】

- ・内閣総理大臣は、空港施設の管理者に対し、所要の利用を確保すべきことを指示することができる。(特定公共施設利用法第9条、第11条)
- ・内閣総理大臣は、上記の指示を行っても所要の利用が確保されないとき、又は緊急を要するときは、空港施設の管理者に通知した上で、国土交通大臣を指揮し、空港施設の利用に係る必要な指示等をさせることができる。(特定公共施設利用法第9条、第11条)
- ・内閣総理大臣は、上記の指示等をさせた場合において、駐機中の航空機の移動が必要であると認められるときは、国土交通大臣を指揮し、航空機の機長等に対し、航空機の移動を命じさせることができる。(特定公共施設利用法第9条、第11条)

成田空港	羽田空港
成田空港会社	国

成田空港	羽田空港
成田空港会社	国

成田空港	羽田空港
成田空港会社	-

成田空港	羽田空港
-	-

成田空港	羽田空港
-	-

空港に係るこれらの責務が適切に遂行されるためには、空港の管理者によって、平素より所要の設備投資、適切な管理・運営等がなされていることが必要

(2): 年初の議論では外資規制により何を守ろうとしていたのか。

交通政策審議会航空分科会答申(H19.6.21)(抄)

第5章 空港及び航空保安システムの整備及び運営に係る基本的制度のあり方

1. 国際拠点空港の運営体制のあり方

(3) 適正な資本構成の確保に向けて

投資を犠牲にした高配当要求や高値売抜けを目的とする等、空港会社の長期的な企業価値向上に関心がない者等による買収や、外国資本や特定株主による経営支配を**国家的見地等から防止するため**、例えば、外資の株式保有及び一株主の大量株式保有に関するルールの制定、拒否権付株式の発行等が考えられる。

国土交通省の当初の考え方

基幹的空港の運営において防ぐべき事態

空港の安定的な運営を阻害する行為

- ▶ 旅客の利便性を配慮しない使用料金の設定 等

空港の運営の中立性・公正性を阻害する行為

- ▶ 空港の各施設の使用条件について特定の者への優遇 等

安全保障、危機管理機能の低下等国民の安全の確保を阻害する行為

- ▶ 武力攻撃事態や大規模災害時の救援活動や物資輸送に障害 等
- ▶ 空港・ターミナルにおけるセキュリティ上の体制・対策の不備が招く危機の増大

我が国の政策遂行を阻害する行為

- ▶ 国家戦略上重要な空港の運営が外国の意向に左右されることによる政策遂行の支障(特に政府系ファンドの急速な台頭)
- ▶ 国際約束履行のため緊急・確実に進めるべき施設整備の停滞 等

行為規制 で相当程度対応可能

外資規制 が最も妥当

● 対象

- ・成田空港株式会社
- ・羽田空港の空港機能施設事業者

● 内容

外国資本の議決権を3分の1未満に制限

(3): 成田国際空港株式会社に対する行為規制で何がカバーされているか。

現 行

特殊会社の適切な事業運営の確保 (成田国際空港株式会社法)

- 成田国際空港株式会社法に基づいて成田国際空港株式会社を設立
- 事業範囲を限定
- 国土交通大臣が定める基本計画に適合した事業の実施
- 事業計画の認可
- 株式又は社債の発行、資金借入れの認可
- 代表取締役等を選定・解職する決議の認可
- 重要財産の譲渡の認可
- 定款変更の認可
- 剰余金配当又は処分の認可
- 国土交通大臣による報告徴収、立入検査
- 国土交通大臣による監督命令
- 周辺地域の生活環境に対する配慮義務

空港の適切な設置及び管理(航空法)

- 着陸料等の事前届出
- 管理規定の策定・公表

改正後(完全民営化に係る当初案を含む)

空港の適切な設置及び管理(空港法)

- 成田国際空港の設置及び管理を行う者を国土交通大臣が指定
- 行うべき事業について法律で明記
- 空港の設置・管理に関する基本方針に適合した事業基本計画の策定
- 事業基本計画の認可
- 重要財産の譲渡の認可
- 国土交通大臣による報告徴収、立入検査
- 国土交通大臣による監督命令
- 空港の設置・管理に関する基本方針において周辺地域の生活環境の配慮を記載
- 事業を適正に行うことができない場合、大臣からの監督命令に違反した場合等に、大臣による指定の取消し

空港の適切な設置及び管理(空港法)

- 空港の設置・管理に関する基本方針に従った事業運営
- 着陸料等の事前届出(完全民営化後は上限認可)
- 空港供用規定の策定・公表
- 国土交通大臣による報告徴収、立入検査

(4): 羽田空港機能施設事業者に対する行為規制で何がカバーされているか。

現 行

空港の適切な設置及び管理(空港管理規則(省令))

- 構内営業を行う者を地方航空局長が承認
- 旅客取扱施設利用料の承認
- 地方航空局長による報告徴収、立入検査及び改善命令(罰則なし)
- 地方航空局長からの改善命令に違反した場合等に、地方航空局長による承認の取消し

国有財産(土地)の適切な使用・管理(国有財産法)

- 地方航空局長による国有財産(土地)の使用許可
- 地方航空局長による報告徴収、立入検査及び監督命令
- 許可条件に反した等の場合、使用許可の取消し

改 正 後

空港の適切な設置及び管理(空港法)

- 空港機能施設事業を行う者を国土交通大臣が指定
- 空港の設置・管理に関する基本方針に従った事業運営
- 旅客ターミナル利用料の上限の認可
- 大臣による報告徴収、立入検査及び監督命令
- 空港機能施設事業を適正に行うことができない場合、大臣からの監督命令に違反した場合等に、大臣による指定の取消し

国有財産(土地)の適切な使用・管理(国有財産法)

- 地方航空局長による国有財産(土地)の使用許可
- 地方航空局長による報告徴収、立入検査及び監督命令
- 許可条件に反した等の場合、使用許可の取消し

改正法(空港法)は平成21年4月から施行

(5):「外資」の定義如何。

「外資」を法令上定義するものはないが、外国為替及び外国貿易法、NTT法等においては、外国投資家、外国人等を以下のように定義している。

外国為替及び外国貿易法

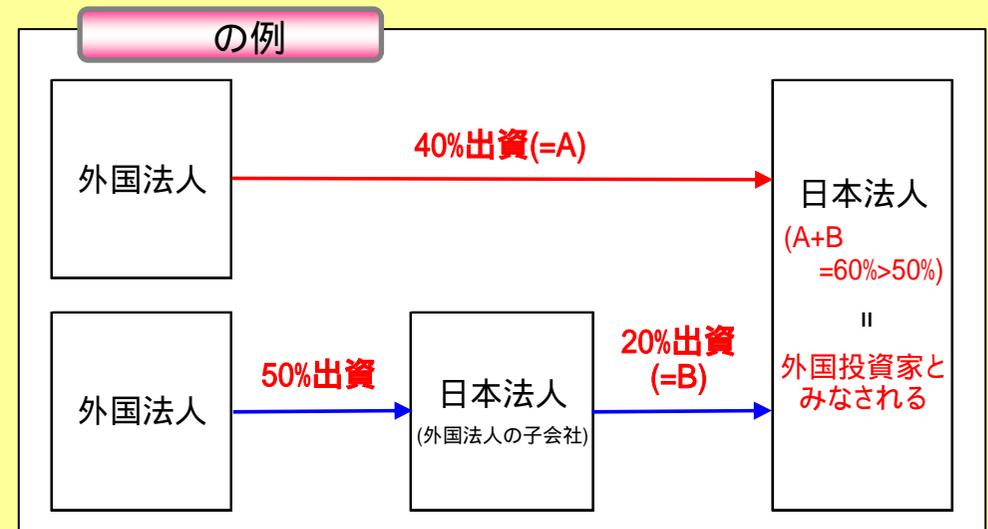
外国投資家とは、以下に掲げるもので、対内直接投資等を行うものとされている。

非居住者である個人

外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体

、 に掲げるものが直接保有する議決権と、
に掲げるものによる出資比率が100分の50以上を占める会社が直接保有する議決権との合計が、100分の50以上を占める会社

に掲げる者が、役員又は代表権限を有する役員のいずれかの過半数を占める法人その他の団体



対外取引の原則自由という基本的考え方に立ちつつ、一部業種(「国の安全」や「公の秩序の維持」等の観点から限定)について、 ~ に掲げる者のいずれかが、上場会社の発行済株式の10%以上の株式を取得する場合等に事前届出を義務付け。

(5):「外資」の定義如何。

NTT法、電波法、放送法、航空法

外資規制の対象となる**外国人等**とは、以下に掲げるものとされている。

日本国籍を有しない人

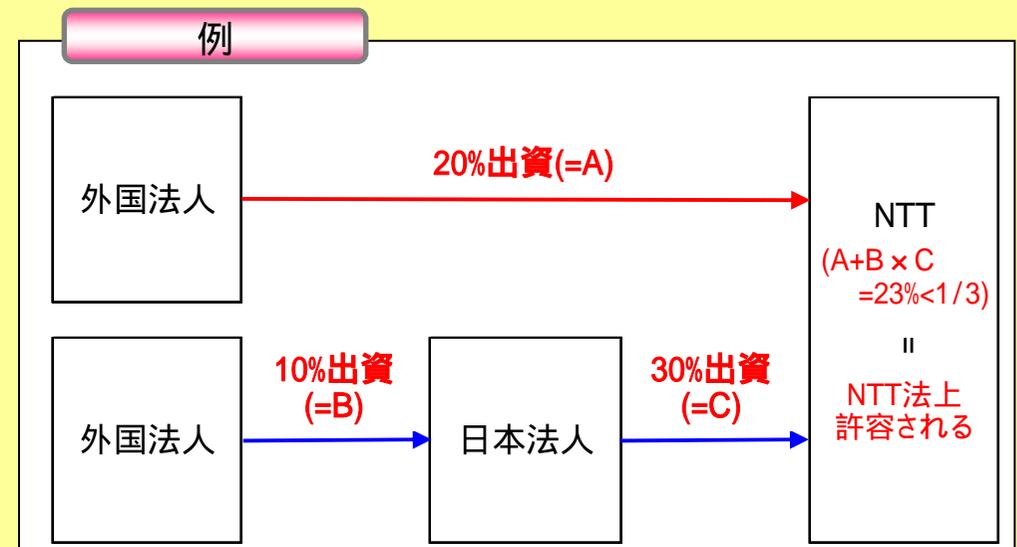
外国政府又はその代表者

外国の法人又は団体

、に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が10分の1以上である法人又は団体(間接出資規制の割合を算定する場合に適用。)

* は、NTT、地上放送事業者等に適用。

~ に掲げる者が保有する議決権(間接出資の場合は出資割合を勘案して算定)の合計が3分の1(地上放送事業者等については5分の1)以上となつてはならない。(上記以上となるような場合には、株主名簿への記載を拒否。)



(注)なお、外資規制以外の資本規制(大口規制等)は、内外無差別の規制となっている。

例えば、ある者が子会社を設立して銀行業務を営ませる場合等に適用される銀行法上の大口規制(議決権の100分の20以上(グループ又は単体)有する場合は、内閣総理大臣の主要株主認可が必要)については、当該者が日本法人であろうと外国法人であろうと同様に適用される。(例、三井住友銀行(みなと銀行の親会社)、シティグループ(シティバンク銀行の親会社))

(6): 政府系ファンド(SWF)の位置づけ如何。

- **ソブリン・ウェルス・ファンド(Sovereign Wealth Fund: SWF)**。明確な定義は存在しない。一般に、国家が運営する投資ファンドで、外貨建資産を中心に、株式なども含めて運用をしているものを指す。**世界全体の運用資産は2～3兆ドルと推定**。
- **世界経済における重要な参加者**と評価されている。一方で、**透明性の向上等の課題**の解決に向けた取組みが進められている。(G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言等)

概要

資金源は、**石油や天然ガス等の資源収入**をプールして運用しているものや、**財政黒字や外貨準備**の一部など。

投資目的、投資方針は多種多様。

世界のSWF全体の運用資産は**2～3兆ドル程度**と推定(IMF調査)。

近年、膨大な経常黒字を背景に、産油国やアジアのファンドの規模が巨大化。また、設立も相次いでいる。

【主なSWFの例】(IMF調査)

アラブ首長国連邦	: アブダビ投資庁(ADIA)	2,500～8,750億ドル
ノルウェー	: 政府年金基金(GPF)	3,080億ドル
クウェート	: クウェート投資庁(KIA)	1,600～2,500億ドル
シンガポール	: 政府投資企業(GIC)	1,000億ドル超
	テマセクホールディングス	1,000億ドル超
中国	: 中国投資有限責任公司	2,000億ドル
ロシア	: 石油安定基金	1,270億ドル

SWFの位置づけ

7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議声明(平成19年10月19日)(抄)

国境を越え市場ベースで行われる投資は、世界の堅固な成長に主要な貢献を行う。その観点で、SWFが国際金融システムのますます重要な参加者となっており、SWFの投資フローへの開放性から我々の経済が得るところは大きい、との見方で一致。

SWFsと受入国の政策に関するOECD閣僚宣言(平成20年6月5日)(抄)

これまでのところ、SWFsは信頼できる、長期的な、商業目的の投資家であり、世界的な金融安定要因であると同時に、SWFsによる投資が、仮に商業目的よりも政治目的を動機とした場合、当該投資が懸念の原因となり得、正当な国家安全保障上の懸念を惹起し得る。

G8財務大臣会合声明(平成20年6月14日)(抄)

我々は開放的な投資政策へのコミットを確認し、国際的な投資が世界の繁栄の基盤であることを認識。我々は、国内外における保護主義的な流れに対抗。我々は、開放的な投資体制のための最良慣行を策定するOECDの作業を歓迎。SWFのような政府にコントロールされた投資家が行う経済的動機に基づく投資によりもたらされる利益を認識し、こうした投資家が、ガバナンス、リスク管理及び透明性といった領域で高い基準を採用するためにIMFと協働することを奨励。

G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言(平成20年7月8日)(抄)

SWFsは、世界経済においてますます重要な参加者であり、我々は幾つかのSWFsによる透明性の向上に向けた最近のコミットメントを歓迎する。我々は、SWFs及びその受入れ国それぞれのベスト・プラクティスを特定するIMF及びOECDの作業を奨励し、この文脈において、OECD閣僚理事会におけるSWFsと受入れ国の政策に関するOECD閣僚宣言を歓迎する。

(7): 資本規制は株価にどのような影響を及ぼすのか。

複数の証券会社からのヒアリングによれば、資本規制による株価への影響は限定的とのことであった。

証券会社 A

・現在、投資家の関心事項について広く情報提供を行っている証券会社のアナリストの多くが、空港のキャパシティや競合空港との比較優位性、今後の設備投資計画等、当該空港のファンダメンタルズの評価を通じて投資判断を提供している。このことは、投資家が資本規制の有無やその内容について特別に注目していないことを示しているため、資本規制が株価に影響を与えているとは考えられない。

証券会社 B

- ・資本規制は、極端なものでない限り、必ずしも株価にインパクトを与えるものではない。投資家が関心をもつ規制としては着陸料や駐機料に係る規制等、収益に直接関係するものにより注目する傾向にある。
- ・規制を課すに当たって重要なことは、透明性と一貫性を確保すること。投資リターンを予測する上での変動要因を軽減する観点から、国・政府による指導範囲の明確化、透明性ある規制ガイドラインの設定が求められる。

証券会社 C

- ・民営化企業等の大型銘柄においては、資本規制が株価に与える直接の影響は限定的であり、空港運営会社の株価動向は、企業業績及びその時々当該会社を取り巻くニュースに左右される。
- ・外資規制については、既に日本でも導入されている仕組みであり、極端な保有規制でなければ、ある程度の時価総額を有する企業については、許容される可能性が高い。
- ・大口規制については、制限される保有比率を適切に設定すれば(議決権の2割等)、ある程度の時価総額を有する企業については、許容される可能性が高い。
- ・黄金株については、拒否権の対象及び理由が明確で、行使についての透明性を確保するガイドラインが設けられていれば、許容される可能性が高い。

証券会社 D

・ヨーロッパ諸国の民営化企業における黄金株の廃止のケース()において、黄金株の廃止自体が当該企業の株価に大きな影響を与えたとは見受けられない。

() BAA(英国、空港、2004年)、KPN(オランダ、通信、2006年)、Repsol YPF(スペイン、石油・ガス、2006年)

(8): 民間主体が設置・管理し、かつ資本規制のないイギリス・イタリア・ベルギーの空港の現況如何。

英国空港会社

経緯等

1987年 株式上場
 2006年 フェロビアルを中心とするコンソーシアム (フェロビアル62%、ケベック州公的年金基金28%等) が買収し、上場廃止
 滑走路及び旅客ターミナルを上下一体で設置・管理

株主構成

フェロビアルを中心とするコンソーシアム 100%

現況

・売上高の推移 2005年 21億1500万ポンド
 2006年 22億7500万ポンド
 2007年 22億4700万ポンド

・ブダペスト空港(2007年5月)、オーストラリアの国内空港(2007年11月)の持分を売却。(英国空港会社HP公表資料)

・ヒースロー空港の旅客の入国検査に係る待ち時間軽減のため、保安検査員700名の増員、検査レーンの増強等の保安検査の強化を実施。(フェロビアル年次報告(2007))

・ヒースロー空港は出発遅延が深刻で、2008年第1四半期に15分以上遅れた便は全体の45%に上り、欧州空港の中で最低。(欧州航空会社協会公表資料(2008年1月))

・英国競争政策委員会は、BAAの空港運営が独占状態にあるため、十分な競争が働かず、利用客や航空会社の利便性が損なわれるとして、ロンドンのヒースロー・ガトウィック・スタンステッドの3空港のうちの2空港、及び、エジンバラかグラスゴーのいずれかの空港、を売却するべきとの中間報告書をまとめた。(英国競争政策委員会公表資料(2008年8月))

ローマ空港会社

経緯等

1997年 株式上場
 2000年 レオナルド・グループ (Gemina42%、Falck31%等) が買収し、上場廃止
 2002年 レオナルド・グループがマッコリーに45%の株式を譲渡
 2005年 Geminaがレオナルドへの出資比率を100%に引き上げ
 2007年 マッコリーがGeminaに持分を売却

滑走路及び旅客ターミナルを上下一体で設置・管理

株主構成

Gemina 96%
 地方自治体等 4%

現況

・売上高の推移 2002年 5億1000万ユーロ
 2007年 5億5700万ユーロ

・非コア事業(ハンドリング会社等)を売却。(ローマ空港会社年次報告(2007))

・直営小売事業のトップの交代、組織改革等により経営を強化。(マッコリー公表資料(2005))

ブリュッセル空港会社

経緯等

2004年 ベルギー政府が株式の70%をマッコリーに譲渡
 2006年 マッコリーは5%の株式を追加取得
 滑走路及び旅客ターミナルを上下一体で設置・管理

株主構成

マッコリー 75%
 ベルギー政府 25%

現況

・売上高の推移 2003年 2億7300万ユーロ
 2007年 3億6700万ユーロ

・民営化後から「ブリュッセル・ウエスト改革」(貨物ターミナルの拡張(120,000平方メートル)等)を実施中。(ブリュッセル空港会社公表資料)

・インドのジェット・エアウェイズが就航して北米とインドをつなぐハブ空港としたこと、LCC(イーゼージェット(英)等)の就航を拡充したことで、旅客数が前年度比7%増加。(マッコリー年次報告(2007年))

・2006年、2007年の2年連続で、欧州にて最も遅延の少ない空港と評価。(欧州航空会社協会公表資料(2007年3月、2008年2月))

・世界の空港サービス・利便性に関するランキングで、欧州地域にて2005年1位、2006年2位を獲得。(国際空港評議会(ACI)公表資料)

関係条文

国の安全保障に係る法令 < 関係条文 >

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

第5条 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に出入することができる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送されるときは、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならない、その貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出国は、日本国の法令による。

2・3 (略)

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

(関係行政機関による対応措置の実施)

第8条 前二条に定めるもののほか、防衛大臣及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施するものとする。

(国以外の者による協力等)

第9条 関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。

3 政府は、前二項の規定により協力を求められ又は協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

(国の責務)

第4条 国は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、武力攻撃事態等において、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有することから、前条の基本理念にのっとり、組織及び機能のすべてを挙げて、武力攻撃事態等に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する。

(指定公共機関の責務)

第6条 指定公共機関は、国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、その業務について、必要な措置を実施する責務を有する。

指定公共機関 …… 成田国際空港株式会社を指定(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第3条第29号)

国の安全保障に係る法令 < 関係条文 >

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

(指定行政機関の国民の保護に関する計画)

第33条 指定行政機関の長は、基本指針に基づき、第十条第一項各号に掲げる措置のうちその所掌事務に関し、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該指定行政機関が実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法に関する事項

二 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

三 国民の保護のための措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に関し必要な事項

3 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、それぞれの指定行政機関の国民の保護に関する計画が一体的かつ有機的に作成されるよう、関係指定行政機関の長の意見を聴かなければならない。

4 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

5 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事及び所管する指定公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。

6 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

7 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第三項及び第四項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画)

第36条 指定公共機関は、基本指針に基づき、その業務に関し、国民の保護に関する業務計画を作成しなければならない。

2 指定地方公共機関は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、その業務に関し、国民の保護に関する業務計画を作成しなければならない。

3 前二項の国民の保護に関する業務計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該指定公共機関又は指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法に関する事項

二 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

三 国民の保護のための措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に関し必要な事項

4 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあっては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあっては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、必要な助言をすることができる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画を作成したときは、速やかに、これを関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、公表しなければならない。

6 第三十三条第六項の規定は、指定公共機関及び指定地方公共機関がそれぞれその国民の保護に関する業務計画を作成する場合について準用する。

7 前三項の規定は、第一項及び第二項の国民の保護に関する業務計画の変更について準用する。ただし、第四項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

指定公共機関 …… 成田国際空港株式会社を指定(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第3条第29号)

国の安全保障に係る法令 < 関係条文 >

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

(生活関連等施設の安全確保)

第102条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの(以下この条において「生活関連等施設」という。)のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該**生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。**

- 一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
 - 二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設
- 2 **指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、**生活関連等施設の安全の確保が緊急に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、**自ら前項の規定による要請を行うことができる。**この場合において、当該要請を行ったときは、直ちに、その旨を当該生活関連等施設の所在する都道府県の知事に通知しなければならない。
- 3 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等は、武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、生活関連等施設のうちその管理に係るものについて、警備の強化その他当該生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を講じなければならない。
- 4 第一項若しくは第二項の規定による要請に応じて必要な措置を講じようとする生活関連等施設の管理者又は前項の規定により必要な措置を講じようとする指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長若しくは地方公共団体の長等は、都道府県警察、消防機関(消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条各号に掲げる機関をいう。第百十九条第三項及び第四項において同じ。)その他の行政機関に対し、その管理に係る生活関連等施設の安全の確保のため必要な支援を求めることができる。
- 5～7 (略)
- 8 内閣総理大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、生活関連等施設及びその周辺の地域の安全の確保が特に必要であると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、危険の防除、周辺住民の避難その他当該生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を講じさせることができる。この場合において、国家公安委員会は、関係都道府県公安委員会に対し、第五項の規定による立入制限区域の指定について必要な指示をすることができる。

(公共施設の適切な管理)

第137条 河川管理施設(河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第三条第二項の河川管理施設をいう。以下この条において同じ。)、道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項の道路及び道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第八項の自動車道をいう。以下この条において同じ。)、港湾(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の規定による港湾をいう。以下この条において同じ。)及び**空港(空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項の空港をいう。以下この条において同じ。)**の**管理者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理しなければならない。**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

(生活関連等施設)

第27条 法第二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

一～七 (略)

八 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項の空港の同法第六条第一項の**滑走路等及び当該空港の敷地内の旅客ターミナル施設**並びに当該空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第四項の**航空保安施設**

九・十 (略)

国の安全保障に係る法令 < 関係条文 >

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律

(港湾管理者等の責務)

第4条 港湾管理者及び飛行場施設の管理者は、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るためには港湾施設及び飛行場施設の円滑かつ効果的な利用の確保が不可欠であることにかんがみ、港湾施設及び飛行場施設を管理運営するに際しては、これらの利用に関する指針を踏まえ、対策本部長との緊密な連携を図りつつ、適切にこれを行うものとする。

(飛行場施設の利用指針)

第10条 対策本部長は、武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、対処基本方針に基づき、飛行場施設の利用に関する指針(以下この条及び次条において「飛行場施設の利用指針」という。)を定めることができる。

(第6条)

- 2 飛行場施設の利用指針は、特定の地域における飛行場施設に関し、特定の者の優先的な利用を確保する必要がある対処措置等の概要及びその期間その他の対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るために必要と認められる基本的な事項について定めるものとする。
- 3 対策本部長は、飛行場施設の利用指針を定める場合には、関係する地方公共団体の長その他の執行機関及び指定公共機関の意見を聴かなければならない。
- 4 対策本部長は、飛行場施設の利用指針を定めるため必要があると認めるときは、関係する地方公共団体の長その他の執行機関及び指定公共機関に対し、必要な情報の提供を求めることができる。
- 5 対策本部長は、飛行場施設の利用指針を定めたときは、関係する指定行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関及び指定公共機関に通知するとともに、公にすることにより国の安全が害されるおそれがある事項を除き、その内容を公示するものとする。

6・7 (略)

(飛行場施設の利用の要請)

第7条 対策本部長は、特定の飛行場施設に関し、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図る上で特定の者の優先的な利用を確保することが特に必要であると認めるときは、飛行場施設の利用指針に基づき、当該特定の飛行場施設の名称、特定の者の優先的な利用を確保する必要がある対処措置等の内容及びその期間その他の具体的な事項を明らかにして、当該特定の飛行場施設の管理者に対し、当該特定の飛行場施設の全部又は一部を特定の者に優先的に利用させるよう要請することができる。

2 前項の要請を受けた飛行場施設の管理者(国土交通大臣及び防衛大臣を除く。)は、同項の要請に関し、対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

(飛行場施設の利用に関する内閣総理大臣の措置)

第9条 内閣総理大臣は、特定の飛行場施設について第十一条において準用する第七条第一項の要請に基づく所要の利用が確保されない場合において、国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該特定の飛行場施設の管理者(国土交通大臣及び防衛大臣を除く。)に対し、当該所要の利用を確保すべきことを指示することができる。

2 (略)

3 内閣総理大臣は、第十一条において準用する第九条第一項の指示を行ってもなお所要の利用が確保されないとき、又は国民の生命、身体若しくは財産の保護若しくは武力攻撃の排除を図るため特に必要があると認めるときは、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該飛行場管理者に通知した上で、国土交通大臣を指揮し、当該特定の飛行場施設の利用に係る必要な指示をさせ、又は条件を付させ、若しくは変更させることができる。

4 内閣総理大臣は、第十一条において準用する第九条第三項の規定により当該特定の飛行場施設の利用に係る必要な指示をさせ、又は条件を付させ、若しくは変更をさせた場合において、現に駐機中の航空機の移動が必要であると認めるときは、国土交通大臣を指揮し、当該航空機の機長等に対し、当該航空機の移動を命じさせることができる。

「外資」の定義に係る法令 < 関係条文 >

外国為替及び外国貿易法

(対内直接投資等の定義)

第26条 外国投資家とは、次に掲げるもので、次項各号に掲げる対内直接投資等を行うものをいう。

- 一 非居住者である個人
 - 二 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体
 - 三 会社で、第一号又は前号に掲げるものにより直接に保有されるその議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この号及び次項第四号において同じ。)の数と他の会社を通じて間接に保有されるものとして政令で定めるその議決権の数とを合計した議決権の数の当該会社の総株主又は総社員の議決権の数に占める割合が百分の五十以上に相当するもの
 - 四 前二号に掲げるもののほか、法人その他の団体で、第一号に掲げる者がその役員(取締役その他これに準ずるものをいう。以下この号において同じ。)又は役員で代表する権限を有するもののいずれかの過半数を占めるもの
- 2 対内直接投資等とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 会社の株式又は持分の取得(前項各号に掲げるものからの譲受けによるもの及び金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式を発行している会社(次号及び第三号において「上場会社等」という。)の株式の取得を除く。)
 - 二 非居住者となる以前から引き続き所有する上場会社等以外の会社の株式又は持分の譲渡(非居住者である個人から前項各号に掲げるものに対して行われる譲渡に限る。)
 - 三 上場会社等の株式の取得(当該取得に係る当該上場会社等の株式の数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合又は当該取得をしたものが当該取得の後において所有することとなる当該上場会社等の株式の数と、非居住者である個人若しくは法人その他の団体(前項第二号から第四号までに掲げるものに該当するものに限る。)で当該取得をしたものと株式の所有関係等の永続的な経済関係、親族関係その他これらに準ずる特別の関係にあるものとして政令で定めるものが所有する当該上場会社等の株式の数とを合計した株式の数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の十を下らない率で政令で定める率以上となる場合に限る。)
 - 四 会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意(株式会社にあつては、当該株式会社の総株主の議決権の三分の一以上の割合を占める当該株式会社の議決権の数を有するものを行う同意に限る。)
 - 五 本邦における支店等の設置又は本邦にある支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更(前項第一号又は第二号に掲げるものが行う政令で定める設置又は変更に限る。)
 - 六 本邦に主たる事務所を有する法人に対する政令で定める金額を超える金銭の貸付け(銀行業を営む者その他政令で定める金融機関がその業務として行う貸付け及び前項第三号又は第四号に掲げるものが行う本邦通貨による貸付けを除く。)でその期間が一年を超えるもの
 - 七 前各号のいずれかに準ずる行為として政令で定めるもの

対内直接投資等に関する政令

(対内直接投資等の定義に関する事項)

第2条 法第二十六条第一項第三号に規定する他の会社を通じて間接に保有されるものとして政令で定める会社の議決権の数は、当該会社の株主又は出資者である他の会社(同項第一号又は第二号に掲げるもの(次項及び次条第一項第六号において「外国法人等」という。))の出資比率が百分の五十以上であるものに限る。次条第一項第六号において同じ。)が直接に保有する当該会社の議決権(法第二十六条第一項第三号に規定する議決権をいう。以下同じ。)の数とする。

2 前項の「出資比率」とは、外国法人等が直接に保有する会社の議決権の数が当該会社の総株主又は総社員の議決権の数に占める割合をいう。

3～9 (略)

「外資」の定義に係る法令 < 関係条文 >

日本電信電話株式会社等に関する法律

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第6条 会社は、その株式を取得した次に掲げる者から、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることによつて第一号から第三号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第四号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合(以下この条において「外国人等議決権割合」という。)が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

- 一 日本の国籍を有しない人
 - 二 外国政府又はその代表者
 - 三 外国の法人又は団体
 - 四 前三号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体
- 2 会社は、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百五十一条第一項又は第八項の規定による通知に係る株主のうちの前項各号に掲げる者が各自有する株式のすべてについて同法第百五十二条第一項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に外国人等議決権割合が三分の一以上となるときは、外国人等議決権割合が三分の一以上とならないように当該株式の一部に限つて株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができる株式以外の株式については、同項の規定にかかわらず、同項の規定による株主名簿の記載又は記録をしてはならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、会社は、その発行済株式の総数が変動することとなる場合においても、外国人等議決権割合が三分の一以上とならないようにするために必要な措置を講じなければならない。
- 4 会社は、会社法第百二十四条第一項に規定する基準日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。

日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則

(間接に占められる議決権の割合)

第4条 法第六条第一項に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、会社の議決権の割合の十分の一以上を占める同項第四号に掲げる者(以下この項において「法人又は団体」という。)が直接占める会社の議決権の割合に、外国法人等(同項第一号から第三号までに掲げる者であつて、当該法人又は団体の議決権の割合の十分の一以上を占めるものをいう。以下この項において同じ。)の当該法人又は団体に対する議決権の割合(外国法人等が二以上あるときは、当該二以上の外国法人等の当該法人又は団体に対する議決権の割合を合算したものとする。)を乗じて計算した割合とする。この場合において、法人又は団体が二以上あるときは、当該二以上の法人又は団体につきそれぞれ計算して合算したものとする。

- 2 法第六条第一項第四号の総務省令で定める割合は、一の者について十分の一とする。